

日本動脈硬化学会認定動脈硬化専門医の認定更新に関する細則

第1条

専門医の認定更新をしようとする者は、以下の条件を満たすことを確認の上、必要書類を最終年度（5年目）の6か月前の月末までに専門医制度委員会に提出するものとする。

更新申請条件

- 一、 継続して本学会会員であること
- 二、 年会費の未納がないこと
- 三、 更新認定料を納入済みであること
- 四、 学術活動に関する単位合計 50 単位以上（うち 25 単位以上は本会事業への参加によるもの）を取得すること（註1）
- 五、 認定後、最終年度に在籍する施設での診療実績表 10 症例（註2）

（註1）

学術活動として以下のものを規定する。審査・決定は専門医制度委員会が行う。

1. 学術集会への参加（単位数を示す）

- (1) 日本動脈硬化学会総会・学術集会：10 単位
- (2) 動脈硬化教育フォーラム：5 単位
- (3) 診断技術向上セミナー：5 単位
- (4) 「動脈硬化予防ガイドライン普及啓発セミナー」：5 単位
- (5) 「脂質異常症治療ガイド」普及・啓発セミナー：5 単位
- (6) 日本医学会総会：5 単位
- (7) 動脈硬化学に関する国際会議で専門医制度委員会の認めたもの（註3）：5 単位
- (8) 日本内科学会もしくはこれと同等と認められる学会（註4）の年次学術集会：3 単位。参加したことを証明できるもの（通し番号のついた参加証のコピーなど）を提出すること。
- (9) 当学会が共催、後援する他学会のセミナー等：1 単位

2. 論文発表

	筆頭者の場合(単位)	共著者の場合(単位)
機関紙「JAT」	10	2
上記以外の動脈硬化学に関する原著論文	5	2

- ・ 上記以外の動脈硬化学に関する論文については、対象論文の動脈硬化学との関係を 200 字程度で記したものを添付すること。単位として認定するか否かは専門医制度委員会で審議する。単位取得証明書に別刷りを添付すること

3. 論文査読

JAT の査読を行った場合には 1 論文につき 2 単位を追加することができる。論文番号を添えて自己申告すること。

補足 1

1. 更新申請の時点で、学術活動に関する単位数が 50 単位に満たない場合は、不足単位数に関しての取得見込み予定表を付して、更新申請書を提出することができるが、認定期間最終日までにその単位を取得したことを証明する資料を提出しなければならない。
2. 専門医を受けてから更新までの 5 年間で取得した単位が、所定の単位数に満たない場合は専門医更新の保留を申し出て、所定単位を取得後に更新の申請をすることができる。保留期間は 1 年間とし、保留期間中は日本動脈硬化学会動脈硬化専門医の呼称を使用することはできない。
3. 保留期間終了後は、専門医更新の申請をすることはできない。但し、出産、育児、長期の病気療養や研究のための海外留学等、止むを得ない事情の場合は、それを証明する書類を添付して保留期間の延長を申請することができる。

(註 2) 診療実績表

別途定めた書式に、自分が受け持った動脈硬化性疾患 10 症例（外来または入院）原則として患者 ID と施設名を添えて提出する。

但し、更新時に臨床以外の分野に所属する者は、所属を証明する書類を提出することで診療実績表の提出を免除する。

(註 3)

専門医制度委員会の認める動脈硬化学に関する国際会議は次の通り

International Symposium on Atherosclerosis (IAS), European Atherosclerosis Society (EAS), American Heart Association (AHA), Asia Pacific Society of Atherosclerosis and Vascular Diseases (APSAVD), Drugs Affecting Lipid Metabolism (DALM), The European Society of Cardiology (ESC), The American College of Cardiology (ACC)

(註 4)

日本内科学会もしくはこれと同等と認められる学会は次の通り

日本内科学会、日本老年医学会、日本内分泌学会、日本循環器学会、日本心臓病学会、日本糖尿病学会、日本腎臓学会、日本脈管学会、日本成人病（生活習慣病）学会、日本高血圧学会、日本脳卒中学会、日本心血管内分泌代謝学会、日本生化学会、日本脂質生化学会、日本肥満学会、日本臨床検査医学会、日本病理学会、日本小児科学会

第 2 条

認定更新のために必要な書類は以下の通りである。

- 一、 専門医資格認定更新申請書
- 二、 単位取得証明書
- 三、 診療実績表または所属証明書

第 3 条

認定更新料は 30,000 円とする。